

終活世代 遺言書にも鑑定書を

遺言能力

『意思能力[®]』

鑑定サービス

10年間の
経験と実績

各専門医
看護師による
実務対応

相続争い事案の
実績多数

国内初の
遺言鑑定
サービス



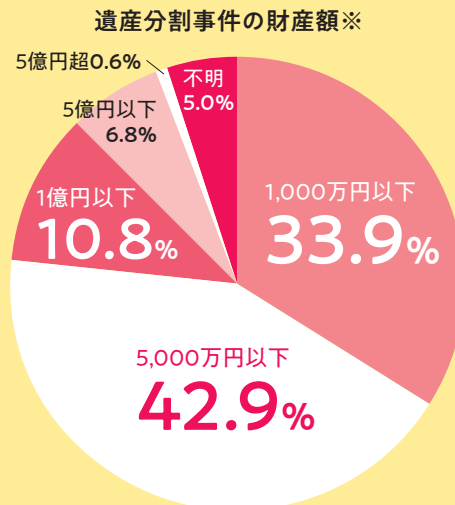
メディカルリサーチ 株式会社

メディカルリサーチの遺言書 「意思能力®」鑑定の方

私たちは、遺言書作成時における被相続人の「意思能力®」鑑定を行っています。意思能力®は決して「あり」「なし」で断定されるものではありません。したがって私たちの鑑定では、どの程度であったのか、どの分野（見当識、記憶、計算、復唱など）で欠落があったのかを鑑定しています。

長谷川式やMMSEで総合得点が何点であるかだけを見ては被相続人の意思能力®は鑑定できません。主治医の診断書は被相続人の意思能力®の程度や有無が完全に表現されるのではなく、カルテの記載、介護保険の主治医意見書、介護記録、処方内容などを厳密に精査した上で意思能力®の評価を行っています。

私たちは、今後の高齢化社会を見据えた問題として、遺言の有効無効の訴えを含む法律行為に関する高齢者の意思能力®を評価する仕組みを必要とする社会が来るのではないかと考え、2014年から本サービスを開始しました。そこから多くの事案精査を重ねる中で、大きく以下の点について模索するようになりました。



- どうすることで相続問題を未然に防げるのか
- 遺言書の効力をより高める術はないのか

司法統計年報によれば、遺産分割事件は相続額5,000万円以下と1,000万円以下が全体の75.6%を占めています。つまりは相続争いは誰の家庭にも起こる、すべての遺言書にもリスクがあるということなのです。

※典拠:裁判所「司法統計」令和元年度 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(「分割をしない」を除く) 遺産の内容別遺産の価額別 全家庭裁判所 より

なぜ、遺言書に鑑定書が必要なのか？

遺言書は、被相続人が家族に残す大切な書面です。人生で最も大きな取引といっても過言ではないと思います。ここからは、遺言書の種類について簡単に説明いたします。

[公正証書遺言]

法律的に一番覆されにくいとされているのが公正証書遺言です。これは、被相続人が公証役場へ出向き、証人二人を立ち会わせて遺言を作るというものです。

法律的な不備で遺言が無効にならない

**「本当にこの人が作った遺言書か？」
という疑問の余地がない**

**原本が公証役場で保管されるため、
紛失の心配がない**

などのメリットがあります。

[自筆証書遺言]

自筆証書遺言は、本人が直筆で記載する遺言のことです。本文、日付、署名押印が必要です。すべて本人が手書きで書くことが必須で、一部でも遺言書内に代筆があれば無効になります。

(2019年1月13日より、財産目録のみパソコン作成が認められるようになりました)

[秘密証書遺言]

秘密証書遺言は、遺言者が遺言内容を誰にも知られたくないという場合に使われていますが、実際にはほとんど使われていないのが現状です。公証人と証人二人以上に遺言書の「存在」の証明をしてもらいながら、公証人、証人、相続人含め、本人以外に内容を見ることができないので、遺言内容を「秘密」にすることができる遺言書の形式です。

どの証書遺言でも、作成した時点での判断能力について疑義が出た場合に備えて、準備をしておく必要があります。意思能力®鑑定書を作成し、遺言書へ付帯することでその遺言書の効力が肯定されます。



証書遺言 + 遺言能力「意思能力®」鑑定書

これからのデファクトスタンダードとなります

遺言書を書くタイミングは？

70 ~80代になると、認知症の予備軍であるMCI (Mild Cognitive Impairment) と言って軽度認知症が多くなります。MCIは、まだ認知症とは言えない健常と認知症の中間にあたるグレーゾーンの段階をいいます。記憶、決定、理由付け、実行などの認知機能のうち、一つの機能に問題は生じているものの、日常生活にはほぼ支障が

ない状態です。

この状態で遺言書を書いた場合、内容が複雑なものになると、遺言書の有効性が覆さる可能性もゼロとは言えません。遺言書の内容により状況は変わりますので、詳細内容についてはお問い合わせください。遺言能力「意思能力®」鑑定を行ってから、遺言書を書くことをお勧めいたします。

没後でも遺言を書いた当時の遺言能力（意思能力®）鑑定が可能です

被 相続人が亡くなられてから相続争いが起こった場合には、当時の情報を専門医が医学的に検証することが可能です。

高齢者であれば多くの方が何らかの既往をもち通院をされている経緯があります。遺言書を書いたその前後の診療情報、画像、介護記録、処方内容などから意思能力を鑑定します。

長谷川式検査の点数だけを見る



のではなく、すべての回答が残されている場合には、計算の見直しや、どの項目で加算をされているのかなどを見て

いきます。長谷川式検査は簡易故に医師であってもその採点方法を見誤ることがあります。

当社における依頼数は、圧倒的に事後の事案が多くあります。

意思能力®鑑定にご尽力頂いている医師の声

なぜ、鑑定書を作成することが重要なのか、鑑定書にはどのような意義があるのか、専門医からの提言です。

生前に意思能力®を鑑定する意義



星総合病院
神経内科部長・認知症疾患医療センター長
石原 哲也 先生

特に高齢者が重要な意思決定をする際、意思能力®があるかどうかを鑑定しておくことは大切です。これは、相続問題に限らずご自身の終末期医療問題などにおいても、ご本人の尊厳のためにも、その後のご家族の憂いを予防するためにも、大変重要と考えます。

意思能力®鑑定におけるアプローチの視点



筑波記念病院脳神経センター長
東京医科大学特任教授
筑波大学客員教授
玉岡 晃 先生

高齢者の意思能力®の判定には、認知機能の判定に留まらず、高齢者の全身状態が認知機能に与える影響も勘案し、全身的、総合的な評価をする視点が必要です。認知症専門医であることはもちろん、総合内科専門医や老年病専門医であることも重要だと考えます。

意思能力®鑑定の実際



上用賀世田谷通りクリニック 院長
織茂 智之 先生

まずは認知機能低下の有無や程度を判定し、その背景疾患を明らかにし、意思能力®を総合的に判断します。医師の診療記録や画像所見に加え、コメディカルの記載や介護資料を精査することで、日常生活における認知機能低下にかかわる事柄を、具体的に知ることができます。

鑑定書作成の流れ



相談書（ヒアリングシート）提出



専門スタッフが基本情報を確認・お見積り作成

※30万円～



診断日の日程を調整致します

※鑑定の実施場所は弊社となりますが、往診やWebでの診断も可能です。



鑑定日当日は、認知スケール検査・医師による診察から総合評価を実施致します
国内外で実際に使用されているスケール検査や知能検査各種による知能評価



2週間ほどで、鑑定報告書と映像記録をご納品致します

- ・各種検査結果シート
- ・医師により、各評価に基づき総合的に評定された鑑定結果の報告書（鑑定書）
- ・施行事実を証するため、鑑定の施行状況を映像記録（DVD）

メディカルリサーチについて

当社は、「法医放射線医学（Forensic radiology）」の分野において日本初の民間の法医学施設として、当社は10年間の経験と実績を積んで参りました。全ての実務を医療のエキスパート集団（20年以上の業界経験医師と臨床3年以上の看護師による実務支援体制）が担当し、100名以上の顧問医による支援体制を構築し、厳正中立な医療視点を提供しております。

2014年より、遺言書の効力にまつわる様々な事案の精査から立証までを医学的見地と通じて取り組んで参りました。

現在では、医療案件の取り扱いは2800件以上にのぼり、遺言能力（意思能力®）案件も300件以上の相続事案を取り扱い、メディアでもご紹介いただきました。



放射線科医：佐藤 俊彦
メディカルリサーチ顧問

メディカルリサーチ株式会社

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル4F TEL. 03-6273-4403 FAX. 03-6273-4034
※2021年8月より新住所 東京都千代田区鍛冶町1-10-4 丸石ビル6F

ウェブサイト

www.medicalresearch.co.jp

WEBでのご依頼・お問い合わせを受け付けております。
[お問い合わせフォーム] よりご連絡ください。



遺言能力（意志能力）鑑定サービス

www.medicalresearch.co.jp/mental-capacity/



「意思能力®」は
メディカルリサーチ社の
登録商標です。



【商標】意思能力

【登録日】平成28年4月22日

【登録番号】第5844440号

【区分】第41類、第44類